

横浜市監査委員公表第5号

横浜市職員措置請求及び監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第3項の規定により、「横浜市職員措置請求書」（平成14年5月7日受付監行第53号）に係る監査を行ったので、同項の規定により、請求文及び請求人に対する監査結果通知文を次のとおり公表します。

平成14年6月27日

横浜市監査委員	一	杉	哲	也	
同		山	下	光	
同		鈴	木	正	之
同		木	村	久	義

第1 請求文

横浜市職員措置請求書

1 請求の要旨

横浜市は、放置自転車を撤去した自転車についての処理に大きな問題があります。それは、保管期限の過ぎた自転車の処理を、自転車の安全利用の促進および自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律の第6条3項について履行せずに上記自転車を無償譲渡や貴重な税金からの支出による廃棄処分を行いつづけていることです。

買受人がいるにもかかわらず、全く無視して貴重な税金からの支出による廃棄処分を行いつづけているなら、地方財政法第3条および第4条に違反するばかりでなく、自転車の所有者でない市が無償譲渡することは、刑法第38章の横領の罪にさえなるとおもいます。また買受人がいるのに、それを無視して貴重な税金からの支出を行うことが市民のためになるとは到底思えません。

請求人

氏名 (略)

住所 (略)

上記のとおり、地方自治法第242条1項の規定により、別紙事実証明書を添付の上、必要な措置を請求する。

平成14年5月2日

横浜市監査委員 殿

2 事実証明書

- (1) 内容証明郵便(平成14年4月22日八王子郵便局扱い、横浜市長宛)の写し
- (2) 内容証明郵便(平成14年4月10日八王子郵便局扱い、横浜市長宛)の写し
- (3) 自転車等の撤去・処分等の実施状況
- (4) 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(抄)
- (5) 地方財政法(抄)

請求書は原文のままとした。

事実証明書には便宜番号を付し、内容は省略した。

(略) 様

横浜市監査委員 一 杉 哲 也
同 山 下 光
同 鈴 木 正 之
同 木 村 久 義

横浜市職員措置請求の監査結果について(通知)

(放置自転車の廃棄処分に関するもの)

平成14年5月7日に提出された「横浜市職員措置請求書」(同日受付監行第53号)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第3項の規定により監査を行ったので、その結果を次のとおり通知します。

1 監査の実施

平成14年5月7日から平成14年6月26日まで、次のとおり監査を実施した。

(1) 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第5項の規定に基づき、平成14年6月11日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人は、請求の内容を補足する陳述を行った。

陳述人 (略)

(2) 監査対象事項の決定

措置請求書、事実証明書並びに陳述の内容を考慮して、監査請求の趣旨を次のとおり解し、監査対象事項を決定した。

ア 監査請求の趣旨

横浜市が、保管期限を過ぎた放置自転車につき、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(以下「自転車法」という。)第6条第3項に基づく売却をせず、無償譲渡や廃棄をしていることは、地方財政法第3条及び第4条に違反する。さらに、市が、自らに所有権のない上記自転車を無償譲渡

していることは、横領の罪に当たる。

監査委員が、横浜市に対し、上記自転車の廃棄処分費支出及び無償譲渡の差止めを勧告するよう求める。

イ 監査対象事項

(ア) 放置自転車の廃棄処分費を支出することが、違法又は不当な公金の支出にあたるかについて

(イ) 放置自転車を無償譲渡することが、違法又は不当な財産の管理にあたるかについて

(3) 関係局に対する事情聴取及び書類調査

道路局の関係職員から事情を聴取し、関係書類の調査を行った。

ア 事情を聴取した者

道路局長，道路部長ほか

イ 説明の要旨

(ア) 無償譲渡及び廃棄処分の根拠について

自転車法第6条第3項に基づき制定された、横浜市自転車等の放置防止に関する条例（以下「自転車条例」という。）第15条第2項では、「買受人がないとき、又は売却することができないと認められるときは、市長は、当該自転車等につき廃棄等の処分をすることができる」と定めている。

引き取りにこない自転車につき、安全性・機能性を確保するためには、点検・修理・整備を要することから、これらの自転車は自転車法第6条第3項の規定に定める「売却することができない」と認め、再生利用および廃棄をしている。

(イ) 廃棄処分費について

点検・修理・整備等の、売却事務に要する費用に相当する売却益は、容易には見込まれないと判断している。したがって、再生可能な自転車については、無償譲渡をすることにより再生利用し、その他の自転車については廃棄（破碎処分）し、そのための費用を支出しているものであり、地方財政法の趣旨を逸脱していない。

(ウ) 所有権について

自転車法第6条第3項に「売却することができないと認められるときは、廃棄等の処分をすることができる」と定められていることから、売却することができないと認められる時点において、引き取りにこない自転車の所有権は消滅すると

判断しているので、刑法の横領罪には当たらない。

2 監査の結果

(1) 事実関係

ア 横浜市の放置自転車対策の経緯

横浜市では、昭和55年11月の法律制定を受け、昭和60年4月に自転車条例を制定し、自転車の適正利用の指導啓発及び自転車駐車場の整備に努め、自転車放置の防止を図ってきた。

平成5年12月に法律が改正され、はじめて放置自転車の売却・廃棄について規定されたことを受けて、市も自転車条例を改正し、売却・廃棄等の処分に関する規定を加えた。

市は、保管場所に移動した放置自転車のうち、2か月経過しても引き取りのないものについては、原則として破砕処理により廃棄処分し、一部は再生利用の目的で無償譲渡している。売却は行われていない。

イ 実績

平成13年度には、市内98駅の放置禁止区域等から、約11万台の自転車を移動した。うち返還できたのは61%の約6万7千台で、残りの約4万3千台のうち、廃棄処分したのが約3万8千台、再生利用のため無償譲渡したのが約5千台であった。

各年度の実績は次のとおり。

(単位：台)

種別	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
保管場所に移動した自転車	104,445	108,697	105,821	110,057
所有者に返還した自転車	65,577	70,408	64,454	67,308
廃棄等の処分をした自転車	37,685	37,858	40,934	42,844
破砕処分したもの	32,618	32,688	36,030	37,910
再生利用したもの	5,067	5,170	4,904	4,934

ウ 廃棄処分費用について

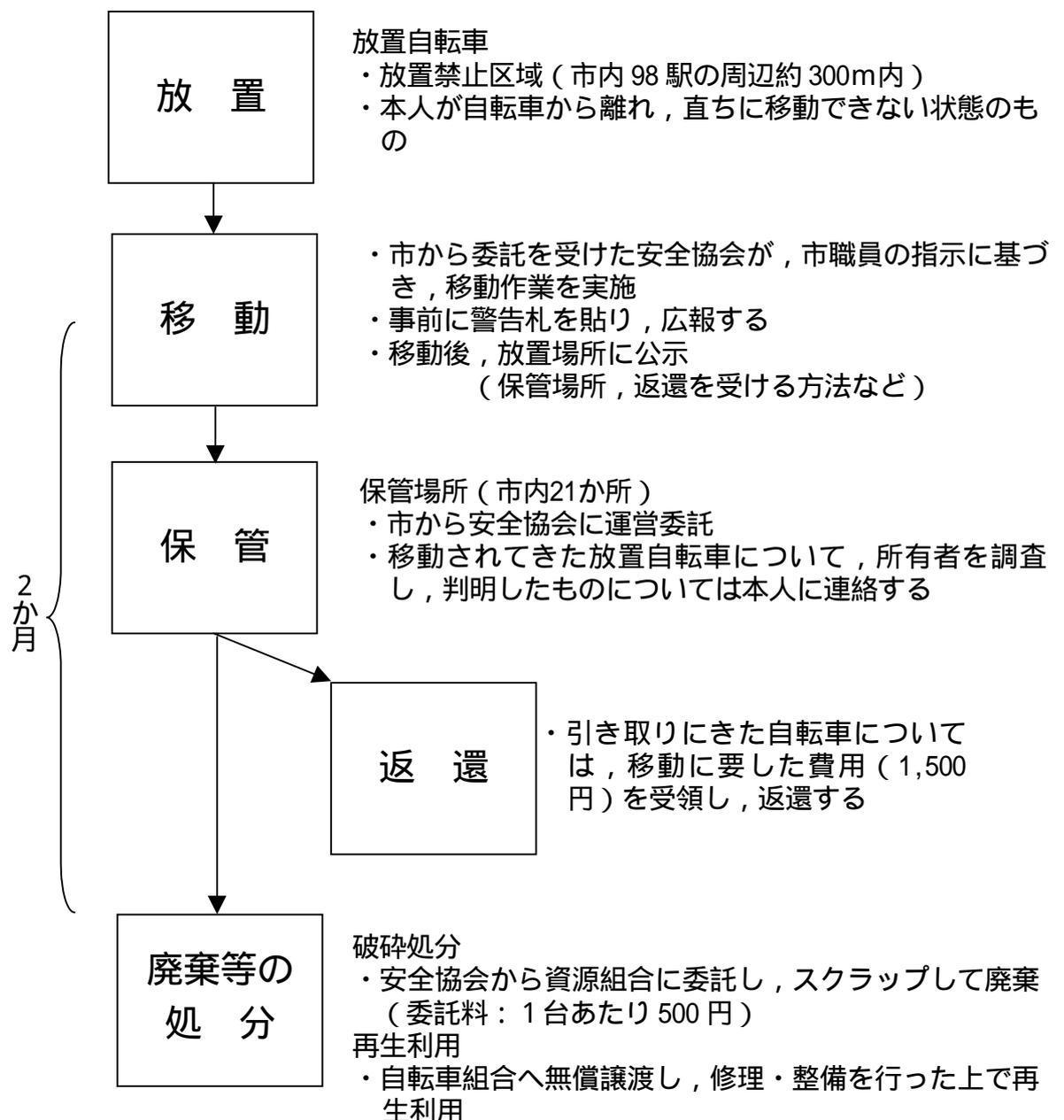
市から放置自転車等の移動・保管及び返還等に関する業務の委託を受けている財団法人横浜市交通安全協会（以下「安全協会」という。）は、廃棄処分業務については、神奈川県資源回収商業協同組合（以下「資源組合」という。）に対し、1台あたり500円（消費税含む）で委託している。平成13年度は37,910台を廃棄処分し、18,955,000円を支出している。

エ 再生利用について

市は、神奈川県自転車商協同組合（以下「自転車組合」という。）と覚書を締結し、再生利用の目的で、廃棄処分となるべき放置自転車の一部を無償譲渡している。

自転車組合は、覚書に基づき、部品交換等の修理・整備を行い、機能性・安全性を確保した上で、適正かつ低廉な価格（上限9,000円）で販売するとともに、無償譲渡1台につき1,000円を、社会福祉法人横浜市社会福祉協議会の善意銀行に、交通遺児育英のための資金として寄付している。

オ 放置自転車処理の流れ



(2) 監査委員の判断

ア 廃棄処分について

請求人は、横浜市が、買受人がいるにもかかわらず放置自転車の廃棄処分を行っていることは、地方財政法第3条等に違反すると主張しているので、この点について検討する。

自転車法第6条第3項が、相当の期間を経過しても返還することができない放置自転車について、保管に不相当な費用を要するときは、条例で定めるところにより売却し、売却代金を保管することができると規定していることは、請求人が指摘するとおりである。

しかしながら、同項はさらに、買受人がないとき、または売却することができないと認められるときは、市町村長は廃棄等の処分をすることができると規定している。

ここでいう「売却することができないと認められる」とは、自転車が、その機能をすでに喪失しているといった理由により、もはや自転車としては売却することができない場合であり、具体的にどのような内容のものが該当するかは、市町村長の判断によるものとされている。

横浜市は、自転車条例に基づく施行規則において、売却および廃棄等の処分ができる時期を、放置自転車の移動時に行う公示から2か月を過ぎたときと定めている。

そこで、市の実施している放置自転車の処理についてみると、売却すべき価値が残存しているかどうかは、もっぱら市の判断によるとされている以上、公示から2か月を過ぎた放置自転車について、売却するためにかかる人件費や、自転車としての安全性・機能性を満たすよう修理や整備をする経費等と、売却による収入を考慮した上で、市が売却できないと判断しているのであるから、廃棄等の処分を決定し、破碎処理等のための費用を支出することに何ら違法または不当な点はないというべきである。

また、地方財政法第3条及び第4条は、合理的な基準による予算計上と必要最小限の支出を義務づけるものだが、本件における廃棄等の処分は、法律及び条例等の基準に従って行われており、地方財政法に反する事実は認められない。

したがって、本件廃棄処分に伴う費用の支出に、違法または不当な点は認めら

れず、請求人の主張には理由がない。

イ 無償譲渡について

請求人は、自転車の所有者でない市が無償譲渡することは、刑法第38章の横領の罪に当たると主張しているが、主張の趣旨は違法または不当な財産の管理・処分を指摘するものと解し、これについて検討する。

放置自転車について、財産としての観点から見るときには、放置された後、数か月経過してもなお引き取られず、錆などにより日々価値が減じていく一方、市の保管経費は着実に累積していくという性質を考慮すべきであろう。

ここで自転車法をみると、第6条第3項において、売却した上で代金を保管できる旨を定めたほか、同条第4項において、公示の日から6か月を経過してもなお自転車またはその売却代金を返還することができないときは、自転車（またはその売却代金）の所有権が市町村に帰属する旨を定めている。すなわち、売却できるほどの価値が残存する自転車（またはその売却代金）については、公示から6か月までは元の利用者に所有権があり、6か月を過ぎると、市町村に所有権が移ると解される。

一方、すでに売却することができないと認められるほど価値が減少した自転車の所有権についてみると、元の利用者の、放置自転車に対する所有権は、「買受人がないときまたは売却することができないと認められる」時点ですでに消滅しているとされている。そうすると、その時点において当該自転車を管理している市町村が、その所有権を取得すると解することができる。

したがって、横浜市が、公示後2か月を経過しても返還できず、さらに売却することもできないと認められる放置自転車につき、自らの財産に関する廃棄等の処分の一環として無償譲渡をすることは、何ら法律・条例等に反するものではないから、これを違法または不当な財産の管理・処分ということはできない。

よって、請求人の主張には理由がなく、本件請求を棄却する。

なお、本件の監査を進める中で、横浜市には今後考慮すべき点があると見受けられたので、監査委員としては、次のとおり意見を付す。

（意見）

横浜市は、現在、放置自転車のリサイクルの方法としては、無償譲渡により行っているところだが、資源の有効利用の促進策の一つとして、売却等の方法も視野に入れて検

討を進められたい。